

# 役員退職金支給規程

7 達 第 8 号

平成7年10月1日

改正 平成23年3月29日 23 達 第 2 号

平成23年9月21日 23 達 第 8 号

## (総則)

第1条 公益財団法人日本海洋科学振興財団の役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

## (退職金の支給)

第2条 退職金は、常勤の役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が職務上の義務違反により解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

## (退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）

1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職金の額は、会長が理事会の承認を得て、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

## (在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役員を異にする役員に任命されたときも同様とする。

## (端数の処理)

第6条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成 7年10月 1 日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成2 3年4月 1 日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。